

公の施設【基本情報】

別紙 8

施設名	中地区公民館
所管部・課	教育委員会事務局・中央公民館
所在地	新潟市東区古川町4番12号
根拠法令	教育基本法、社会教育法
設置条例	新潟市公民館条例
施設概要	敷地面積 5,033㎡, 建築面積 1,320㎡, 延床面積 1,987㎡ 建物構造 鉄筋コンクリート造(1階～3階)、鉄骨造(4階～5階) 主な施設内容 事務室(1階)、第2和室・調理実習室(3階)、第1和室・講座室・保育室・ 第1集会室・第2集会室・会議室(4階)、ホール・音楽室・美術工作室(5階) ※山の下行政サービスコーナー(1階)、山の下まちづくりセンター(1・3階)、山の下図書館(2階)と併設

施設の設定目的
市民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与します。
管理・運営に関する基本理念、方針等
1 公民館事業に関連する「新潟市教育振興基本計画」の基本施策 基本施策1 生涯学び続け、学びを活かし活躍できる機会の充実と支援 基本施策5 人権を尊重し、多様性を認め合う心の育成 基本施策6 誰一人取り残さない、一人一人の可能性を引き出す教育の推進 基本施策9 地域、学校、民間企業、家庭の連携・協働の推進 基本施策11 家庭教育の充実と子育て支援の充実 2 上記1を踏まえた公民館事業の取組 (1) 人づくり、地域づくりを通じた地域コミュニティ活動の活性化への支援 (2) 家庭における教育力向上の支援 (3) 青少年の生き抜く力を育む機会の充実 (4) 高齢者の学習支援や社会参加の促進 (5) 現代的・社会的課題を探り、問題解決を促す学習機会の提供